

保 育 所 の 概 況

令和6年4月1日現在

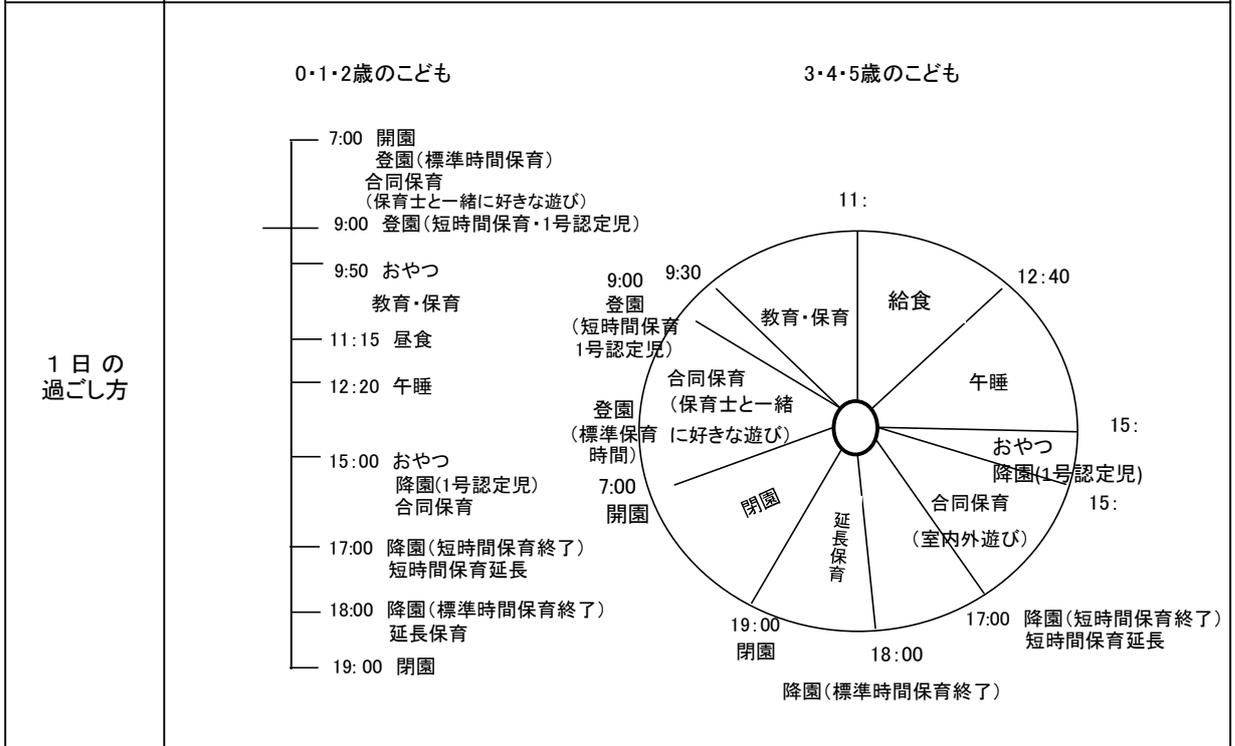
保育所名	認定こども園竜光保育園			施設長名	深川 教真
所在地	〒 803-0186 北九州市小倉南区新道寺149番地1				
電話番号	093-451-0026	FAX番号	093-451-0075	認可年月	昭和24年9月
設置主体	社会福祉法人		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()			2階建()	階部分)
建物延床面積	851.61㎡	屋外遊戯場面積()			729.07㎡

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号定員					15名 (14名)		15名 (14名)
2号定員				14名 (9名)	15名 (12名)	15名 (15名)	44名 (36名)
3号定員	11名 (2名)	12名 (11名)	13名 (17名)				36名 (30名)
開所時間	7:00 ~ 18:00			保育短時間の 受入時間帯	9:00 ~ 17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)						

職員数	20人	内訳：施設長(1人) 保育士(16人) 調理員(1人) その他(2人)
-----	-----	-------------------------------------

施設の目的	【施設の目的及び運営の方針】 当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。また、常に「子どもの最善の利益」を第一義とし、子どもが健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を整えた上で、意欲や主体性を育むことができる養護と教育を一体的に行うことができる福祉施設を目指す。
運営の方針	【保育の方針】 ●若い頃から子どもたちに「生かされている私たちのいのち」の大切さを伝えていくことにより、「すべてのもののいのちのめぐみ」に感謝することができることを培い、いのちのつながりや尊厳の重要性を芽生えさせる。
保育の方針	●子どもの最善の利益を考慮し、常に新しい保育知識の習得と専門性の向上に努めながら、子どもや保護者のことを具身に傾聴しつつ、ともにより良い方向性を見出していく。 ●1人ひとりの個性を尊重し発達過程に応じた上で、基本的な生活習慣を身に付けさせ心身の調和のとれた人格を形成する。 ●地域における子育て支援や世代間交流(老人福祉施設・小学校など)を積極的に行い、開かれた保育所をめざす。



保育所名	認定こども園竜光保育園
------	-------------

年間行事 予 定	4月 入園・進級式 花まつり 親子遠足	10月 清掃活動(ふれあい公園) 芋ほり 健康診断(第2回) 運動会
	5月 歯科検診 健康診断(第1回) お泊り保育	11月 焼いも会 園外保育 勤労感謝の日(プレゼント渡し)
	6月 防火訓練(第1回) 虫歯予防デ ー個人懇談会	12月 生活発表会 餅つき会 防火訓練(第2回) 個人懇談会(年長児) 終園
	7月 セタ会 プール開き 夕涼み会	1月 始園 かるたとり大会 北九州幼児音楽祭
	8月	2月 節分(豆まき) 保育参観(作品展)
	9月 敬老会	3月 ひなまつり お別れ遠足 お別れ会 卒園式

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 開園時間 7:00～19:00 ● 延長保育実施 (18:00～19:00) ● 一時保育実施 ● 障害児受け入れ実施 ● 年度途中入所受け入れ可(基準枠内) ● 地域活動事業として <ul style="list-style-type: none"> ・竜光のんの広場(年4回) 地域の子どもたちや未就園児に園庭開放等を行う ・老人ホーム訪問(年3～5回)、地域の年長者を行事(運動会・生活発表会等)に招待 ・卒園児、地域の子どもたちを夕涼み会に招待し交流
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額250円)…万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの ●保護者会費(月額350円)…遠足代、体操教室講師謝礼、イベント運営経費補助等に使用するもの ●帽子(1,000円)…児童の健康を考慮すると必要なものであり外遊びや園外保育時に使用 ●カバン(2歳児以上、4,200円)…児童各々が自分の持物をしっかり把握し整理するため ●体操服(2歳児以上、上 2,200円 下 2,100円)…体育的な運動の時に使用 ●絵本(3歳児以上、400円)…絵本を通し親子のふれあいや集中力、コミュニケーションを深める ●給食費(月額6,000円)…3～5歳児クラスの児童に食事を提供する費用 ●ピアノカ(4歳児以上、5,700円分割)…音楽を通じて感受性を養うため ●お泊り保育(1,490円)…お泊り保育での食事代 ●卒園アルバム(11,000円～分割)…思い出の記念 ●卒園制作(500円)…卒園記念の品物 ●お別れ遠足(年長児、～1,500円)…思い出の園外保育入館料等
---------------------	---

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。 ●保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ●利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。 <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備(2)職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止(3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施(4)その他虐待防止のために必要な措置 また、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告します。</p>
-------------	--